

令和4年度 第2回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 令和4年11月16日(水) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 大会議室(6階)

会 議 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 副市長あいさつ
4. 委員・事務局職員紹介
5. 会長及び会長職務代理者の選出
6. 会長及び会長職務代理者あいさつ
7. 会議録署名委員の指名
8. 報 告
 - (1) 国民健康保険運営協議会について
 - (2) 国民健康保険制度の概要について
 - (3) 鶴岡市の国民健康保険事業の状況について
 - ・ 鶴岡市国民健康保険事業計画
 - ・ 国民健康保険の財政見通し
 - ・ 朝日地域国保直営診療所の状況
9. 協 議
 - (1) 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について
 - (2) その他
10. その他
11. 閉 会

鶴岡市国民健康保険運営協議会について

1. 設置根拠

国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付*1、保険税の徴収その他市町村が処理することとされている事務に係る重要事項を審議するため、市町村は国民健康保険運営協議会（以下「国保運営協議会」）を置くこととされています。（国民健康保険法第11条第2項）

*1保険給付：病気やけがなどの治療費のうち自己負担分以外の費用や葬祭費・出産育児一時金などの給付金

2. 性格

国保運営協議会は、その所管する事項について市町村長の要請により意見を述べるなど、市町村長の諮問機関としての役割を担っています。

3. 組織

(1) 構成及び定数

- ①国民健康保険の被保険者を代表する委員：5人
- ②保険医又は保険薬剤師を代表する委員：5人
- ③公益を代表する委員：5人
- ④被用者保険等保険者を代表する委員：1人

(2) 任期

- ・委員の任期：3年

4. 協議会の運営

(1) 開催回数及び会議時間

- ・協議会：年3～5回程度
 - *国民健康保険税の税率改定の検討年度は5回
 - *このほか、庄内地区合同での委員研修会が年1回開催
- ・会議時間：通常午後1時開会で、1時間30分から2時間

(2) 報酬及び費用弁償

- ・報酬：5,700円（日額・税込）
- ・費用弁償（交通費）：市の基準による額（片道2km以上）

(3) 主な協議事項

○鶴岡市国民健康保険事業計画について

- ・国民健康保険税の課税・収納
- ・保健事業（特定健診・特定保健指導、健康づくり・健康スポーツ事業など）
- ・被保険者資格の適用適正化（加入・脱退）
- ・医療費適正化（医療費抑制・健康保険適用の保険者点検）
- ・国民健康保険直営診療施設の運営
- ・その他

○鶴岡市国民健康保険特別会計の予算・決算について

○鶴岡市国民健康保険税の税率改定について

○国の制度改正に伴う鶴岡市国民健康保険条例並びに鶴岡市国民健康保険税条例の改正について

※内容や上位法（国民健康保険法や地方税法など）の改正時期により、報告事項となる場合もあります。

【国民健康保険運営協議会に関する根拠法令等】

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第3条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

- 第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

【国民健康保険運営協議会に関する根拠法令等】

○鶴岡市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 133 号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 鶴岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
- (3) 公益を代表する委員 5 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○鶴岡市国民健康保険規則（平成 17 年規則第 92 号）

（会長）

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会議は、条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる各委員 1 人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（答申）

第 5 条 会長は、会議において議事を決定したときは、市長に答申し、又は意見を述べるができる。

（会議録）

第 6 条 会長は、会議録を作成し、会長が指名する会議に出席した 2 人の委員とともに、これに署名しなければならない。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部国保年金課において処理する。

（委任）

第 8 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

令和4年度 鶴岡市国民健康保険事業計画

国民健康保険事業は、県と市町村の共同運営となっており、事業運営の指針である「山形県国民健康保険運営方針（令和3年3月一部改定）」に基づき、安定的な財政運営並びに広域的及び効率的な運営の推進に取り組んでいる。

引き続き、県や関係機関との連携を図り、適用の適正化や国保税の適正賦課及び収納率の向上対策、医療費の適正化に向けた取り組みや保健事業の実施、財政面での保険者インセンティブである保険者努力支援制度への的確な対応など、以下に掲げる事業を推進することにより、国民健康保険業務の適正かつ安定的な運営を図る。

1 重点目標

- (1) 安定的な財政運営の維持
- (2) 適正課税の推進
- (3) 収納対策の取組強化
- (4) 特定健診・特定保健指導等保健事業の推進
- (5) 被保険者資格の適用適正化
- (6) 医療費適正化の推進
- (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実
- (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上
- (9) 国民健康保険診療所の適正運営

2 実施事業概要

(1) 安定的な財政運営の維持

保険税率の引き下げを行うことから、賦課状況を注視し、コロナ禍での税込収や医療費等に与える影響について情報収集を行うとともに、県が決定する国保事業費納付金の動向等を見据えながら、国保会計の財政運営の安定化を図るため、収支の均衡確保等の取り組みを行う。

また、県の運営方針に「保険税水準の統一に係る議論」について明記されたことから、その動向に注視していく。

(2) 適正課税の推進

公平な税負担の確保に向けて被保険者世帯の所得の把握に努め、適正な課税を行う。

- ① 分かりやすい広報に努め、保険税の改正事項や税の仕組みに

関する周知を丁寧に行うとともに、市民からの問合せに対する窓口・電話対応等の相談業務の充実を図る。

- ② 未申告者に対する二次申告相談等の実施によりその早期解消を図る。
- ③ 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置に伴い、賦課計算システムの改修を行い、適正課税を行う。

(3) 収納対策の取組強化

主要財源である保険税について、現年分収納率 95.80%、滞納繰越分収納率 16.50%を目標に税収の確保を図る。

- ① 国民健康保険税の普通徴収に係る口座振替の原則化について、納税通知書への口座振替依頼書の同封や金融機関窓口・各種広報での勧奨などにより周知を図る。
- ② 納税推進員を継続して配置し、初期段階での文書催告、電話催告及び臨戸等による納付督促を行う。
- ③ 夜間催告等による納税指導を実施する。
- ④ 滞納世帯の生活・財産等の実態調査を徹底し、早期の滞納解消に向けた納税指導を実施する。
- ⑤ 地方税法に基づく滞納処分の適正執行（不動産公売やインターネット公売を含む。）や国民健康保険法に基づく短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付など、公平適切な措置を講じる。
- ⑥ 実践的な知識を習得するため、各種研修に積極的に参加して職員の技術向上を図るとともに、マネジメントによる進行状況の管理により効率的に事務を運営する。
- ⑦ スマートフォンアプリ（ラインペイ、ペイペイ）を利用したキャッシュレス納付を実施し、利便性の向上を図るとともに、収納率の向上に繋げる。

(4) 特定健診・特定保健指導等保健事業の推進

「第三期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率 58%、特定保健指導受診率 55%を目標に、関係機関との連携を図り、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に努める。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、各種保健事業を積極的に展開し、被保険者の健康の保持増進を図る。

- ① 特定健診については、保健部門との連携により、登録制による効果的な受診意向調査を実施するとともに、受診券の発行や広報等による啓発、未受診者への受診勧奨の強化、国保連合会事業の活用などにより、受診率の向上を図る。また、特定健診未受診者

対策事業、特定保健指導未利用者対策事業、健診異常値放置者受診勧奨事業、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組み及び糖尿病予防と重症化予防対策を強化し、被保険者の健康の保持増進と重症化防止を図る。

- ② 特定保健指導については、人間ドック及び集団健診の健診日に初回面接を実施するとともに、受診勧奨判定値を超える優先的に介入すべき対象者に対する利用勧奨を行うことにより、実施率の向上を図る。
- ③ 40歳以上の全年齢を対象に、人間ドック助成を行い、健診受診率の向上を図る。(助成額 7,000円)
- ④ 第二期データヘルス計画の中間評価による目標値等の見直しを踏まえ、国保データベース(KDB)システムを有効活用し、健診・医療・介護等の情報に基づき、効率的、効果的な保健事業をPDCAサイクルにより実施する。
- ⑤ 市全体の健康づくり事業や健康スポーツ事業、高齢者の福祉事業等との連携を図り、被保険者の健康の保持増進を促進する。
- ⑥ 感染症予防等に関する知識の普及啓発を行う。
- ⑦ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、75歳以上の高齢者の保健事業を国民健康保険の保健事業や介護保険法に規定される介護事支援事業と一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

(5)被保険者資格の適用適正化

適正な事業運営の基本となる被保険者資格の適用適正化を進める。

- ① 日本年金機構から提供される国民年金リストの活用、関係機関との連携、市内の事業所への協力要請等により、遡及適用の防止や他保険との重複加入防止の取り組みを進める。
- ② 適用適正化対策強化月間(11月～12月)を定め、適正化システムによる所得把握、擬制世帯・無所得世帯等の社保適用についての確認、居所不明者への対応など、適用適正化を推進する。
- ③ 退職者医療制度は平成27年度から新規適用が廃止されているが、平成26年度までに年金受給資格を取得した被保険者については、引き続き、退職被保険者及びその被扶養者の適用促進などの適正な運用を図る。
- ④ 広報活動等により国民健康保険の資格の得喪手続に関する周知を徹底する。
- ⑤ マイナンバーカード等によるオンライン資格確認等への対応を図る。

(6) 医療費適正化の推進

効果的な医療費適正化施策を実施し医療費の適正化を図る。

- ① レセプト点検事業について引き続き国保連合会へ委託するとともに、被保険者資格点検による請求事務の適正化を図る。
- ② 医療費通知により、世帯及び被保険者ごとの医療費状況について情報提供を行う。
- ③ 第三者行為の把握については、医療機関等への協力要請とレセプト情報に加え、損害保険関係団体と交わした覚書により、被害届の迅速かつ確実な提出を受けるための体制構築を推進しながら、PDCA サイクルによる継続的な取り組みを行う。

また、国保連合会に第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務を委託し確実な求償を図る。

- ④ 適正受診に向けた、重複受診・頻回受診の改善や軽症患者の救急医療受診の改善（かかりつけ医や休日夜間診療所、救急電話相談の利用）などの指導・啓発を図る。
- ⑤ 適正な服薬について、市のホームページや「国保だより」によって啓発し、残薬対策を行う。
- ⑥ ジェネリック医薬品の使用促進のため、希望シールの配布や差額通知等の実施により普及啓発する。

また、ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別（5歳区分）の切替人数や切替割合を把握し、使用割合 89.5%を目標とする。

- ⑦ 柔道整復師の施術に係る療養費等の適正化に向けた広報等を行う。

柔道整復施術療養費申請書の保険者点検の充実を図り、医療費適正化に努める（令和4年度から山形県が実施する「柔道整復施術療養費適正化事業」へ参加）。

- ⑧ 海外療養費の点検を充実するため、疑義が有ると認められる申請については点検業務の外部委託を実施する。

(7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実

円滑な事業運営を行うため、保険制度や保険税、医療・財政状況、制度改正等に関する周知広報活動を充実する。

- ① 市広報、国保だより、ホームページ、市役所市民ロビーの受付番号表示モニター等を活用するとともに、各種イベント時におけるパンフレット配布、山形県保険者協議会の共同キャンペーンへの参加等により、国民健康保険に対する市民理解の促進を図る。

また、税に関する標語や作文募集等により、納税意識を啓発する。

- ② 被保険者への影響が大きい各種制度改正については、適時適切に広報を実施する。

(8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上

- ① 職員研修の充実や基幹電算システムの運用等により、被保険者資格の得喪や保険給付等の事務の適正化・迅速化を進めるとともに、市民からの相談に対する親切な対応・説明など窓口サービスの向上に努める。
- ② 70歳以上の被保険者のみの国保世帯の高額療養費支給申請手続きの簡素化に取り組み、高齢者世帯等の利便性を図る。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種申請の郵送対応に努める。

(9) 国民健康保険診療所の適正運営

山間地における地域医療の確保を図るため、医師の確保に努めて国民健康保険診療所を適正に運営する。

鶴岡市国民健康保険の財政見通し

(単位:千円)

歳入

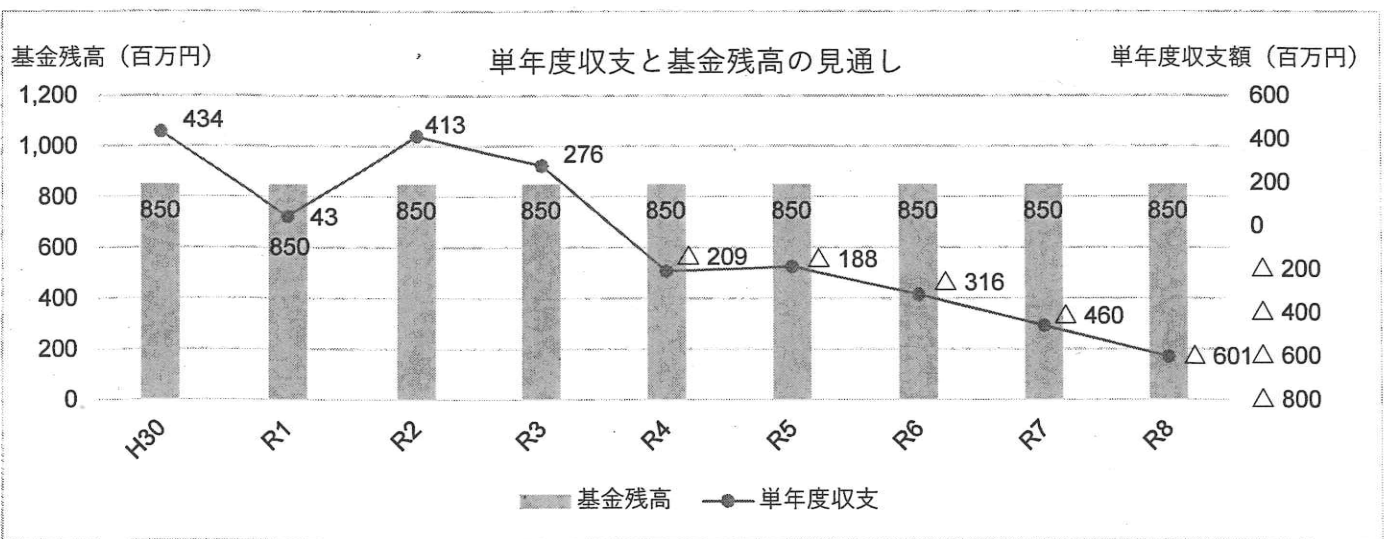
年 度	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算見込額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)	(推計額)
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国 保 税	2,826,586	2,747,251	2,775,303	2,659,240	2,399,679	2,298,412	2,195,292	2,084,087	1,988,285
国 県 支 出 金	8,669,606	8,714,004	8,819,505	9,110,745	8,935,713	8,900,579	8,822,392	8,673,376	8,557,671
一 般 会 計 繰 入 金	875,838	849,645	851,430	815,539	823,468	820,427	805,697	793,415	781,785
基 金 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 越 金	763,420	1,197,792	1,240,445	1,653,144	1,929,038	1,720,182	1,531,865	1,215,723	755,844
そ の 他 収 入	72,814	55,479	46,614	27,313	40,636	39,403	39,403	39,403	39,403
歳 入 計	13,208,264	13,564,171	13,733,297	14,265,981	14,128,534	13,779,003	13,394,649	12,806,004	12,122,988

歳出

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	事 務 費	83,463	85,534	103,213	77,455	98,146	86,728	86,728	86,728
保 険 給 付 費	8,436,065	8,435,252	8,349,008	8,713,015	8,800,821	8,778,860	8,700,673	8,551,657	8,435,952
国保事業費納付金	3,110,595	3,569,206	3,361,537	3,125,374	3,057,957	3,138,914	3,148,889	3,169,139	3,202,805
共 同 事 業 抛 出 金	2	3	2	0	0	0	0	0	0
保 健 事 業 費	179,940	179,366	168,216	175,687	193,128	193,128	193,128	193,128	193,128
基 金 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 支 出	200,407	54,365	98,177	245,412	258,300	49,508	49,508	49,508	49,508
歳 出 計	12,010,472	12,323,726	12,080,153	12,336,943	12,408,352	12,247,138	12,178,926	12,050,160	11,968,121

収支等

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
形 式 収 支	1,197,792	1,240,445	1,653,144	1,929,038	1,720,182	1,531,865	1,215,723	755,844	154,867
単 年 度 収 支	434,372	42,653	412,699	275,894	△ 208,856	△ 188,317	△ 316,142	△ 459,879	△ 600,977
年 度 末 基 金 残 高	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447



朝日地域国保直営診療所の状況

鶴岡市朝日庁舎市民福祉課

国保直営診療所運営体制

〈令和4年4月1日〉

項 目	上田沢診療所	大網診療所
嘱託医師	土 田 兼 史 医師	佐久間 和 弘 医師
診 療 日	毎週 金曜日 週1回(祝・休日を除く)	毎週 月、水、金曜日 週3回(祝・休日を除く)
診療時間	午後1時～午後4時	午後1時～午後3時30分

国保直営診療所における過去10年の推移データ(診療状況)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (9月まで)	増減率 R3/R2
区域内人口 (人)	上田沢診療所	662	634	612	594	565	527	506	487	468	441	437	-5.8%
	大網診療所	414	396	384	368	358	352	329	303	276	264	255	-4.3%
	計	1,076	1,030	996	962	923	879	835	790	744	705	692	-5.2%
診療日数 (日)	上田沢診療所	144	143	145	144	145	48	50	49	50	48	25	-4.0%
	大網診療所	144	143	144	139	145	140	140	140	147	143	74	-2.7%
	計	288	286	289	283	290	188	190	189	197	191	99	-3.0%
レセプト件数 (件)	上田沢診療所	406	367	331	269	260	261	259	239	210	188	95	-10.5%
	大網診療所	1,318	1,263	1,260	1,097	1,017	1,009	927	878	795	767	388	-3.5%
	計	1,724	1,630	1,591	1,366	1,277	1,270	1,186	1,117	1,005	955	483	-5.0%
利用延べ人数 (人)	上田沢診療所	948	804	686	466	493	463	397	353	322	271	129	-15.8%
	大網診療所	2,386	2,269	2,120	1,797	1,668	1,596	1,425	1,293	1,164	1,080	554	-7.2%
	計	3,334	3,073	2,806	2,263	2,161	2,059	1,822	1,646	1,486	1,351	683	-9.1%
1日当り 平均利用人数 (人)	上田沢診療所	6.6	5.6	4.7	3.2	3.4	9.6	7.9	7.2	6.4	5.6	5.2	-12.5%
	大網診療所	16.6	15.9	14.7	12.9	11.5	11.4	10.2	9.2	7.9	7.6	7.5	-3.8%
	計	11.6	10.7	9.7	8.0	7.5	11.0	9.6	8.7	7.5	7.1	6.9	-5.3%
往診件数 (件)	上田沢診療所	95	19	6	7	1	1	0	0	0	0	0	0.0%
	大網診療所	37	58	41	46	24	19	28	24	3	10	10	233.3%
	計	132	77	47	53	25	20	28	24	3	10	10	233.3%

【協議】

(1) 令和4年度鶴岡市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

令和4年12月補正予算(案)

国民健康保険特別会計(事業勘定)

◎ 歳入補正予算 (歳入補正予算額 206,884 千円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後の額	
7款 繰越金	1項 繰越金	1目 前年度繰越金	1千円	206,884千円	206,885千円	償還金の増額に伴う前年度繰越金の増額

◎ 歳出補正予算 (歳出補正予算額 206,884 千円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後の額	
8款 諸支出金	1項 償還金及び 還付加算金	3目 償還金	6,476千円	206,884千円	213,360千円	(補正要求額) 令和3年度山形県国民健康保険給付費等交付金(普通 交付金)の額の再確定に伴う返還金 206,883,801円

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和4年11月16日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	佐藤 治久	R4. 11. 15～	鶴岡市農業協同組合
	佐藤 宣夫	R4. 11. 15～	庄内たがわ農業協同組合
	和田 光子	R4. 11. 15～	山形県漁業協同組合
	齋藤 邦夫	H25. 11. 15～	鶴岡商工会議所
	熊木 誠	R3. 8. 4～	出羽商工会
保険医・保険薬剤師代表	福原 晶子	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	佐久間 正幸	H21. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	三原 一郎	R元. 11. 15～	鶴岡地区医師会
	鶴町 恵理	R4. 11. 15～	鶴岡地区歯科医師会
	鳥海 良明	R元. 11. 15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	遠藤 初子	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	坂本 昌栄	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	黒井 浩之	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	阿部 寛	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
	五十嵐 一彦	R3. 11. 12～	鶴岡市議会
被用者保険等 被保険者代表	小池 信明	R3. 8. 4～	山形県被用者保険等被保険者連絡協議会 (きらやか健康保険組合)
摘要	任期	令和4年11月15日 から 令和7年11月14日 まで	

(市・事務局)

職名	氏名
副市長	阿部 真一
健康福祉部長	渡邊 健
課税課長	村上 江美
納税課長	五十嵐 英晃
健康福祉部次長兼健康課長	伊原 千佳子
国保年金課長	出村 真一
藤島庁舎市民福祉課長	長谷川 郁子
羽黒庁舎市民福祉課長	成沢 結花
榊引庁舎市民福祉課長	佐藤 栄一
朝日庁舎市民福祉課長	佐藤 智井
温海庁舎市民福祉課長	加藤 早苗
国保年金課課長補佐	山口 幸
国保年金課国保医療係主任	難波 拓実
国保年金課国保医療係主事	石田 智子